

# 福祉ちば

No.156

2012.11.9 発行



赤い羽根共同募金

編集・発行  社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

2 | 特集

## 障害者虐待防止法がスタート

4 | フィールドスタディ 安心・安全のまち

「取り戻そう。助け合い、思いやり」

6 | 県社協ニュース

7 | 情報FLASH

8 | 届け! 私たちの思い⑤

# 障害者虐待防止法がスタート



千葉県自立支援協議会権利擁護部会長  
國學院大學法科大学院教授

佐藤 彰一 氏

本年10月から障害者虐待防止法がスタートしました。平成12年の児童虐待防止法、13年のDV防止法、17年の高齢者虐待防止法に次ぐ4つ目の虐待防止法となり、これによって虐待防止法制の全体像が定まったといえます。今号では、障害者虐待防止法のポイントと残された課題等について、<sup>\*</sup>千葉県自立支援協議会権利擁護部会長で國學院大學法科大学院教授の佐藤彰一氏にお話を聞きました。

佐藤教授によると、障害者虐待防止法の必要性を認識したきっかけは、平成15年12月に福岡県で起こった「カリスタの家」事件だといえます。重度知的障害のある男性入所者の口元に熱湯のコーヒーが入ったカップを押しつけて流し込み、唇や舌などに大やけどを負わせたというものであり、施設長は懲

役1年6カ月(執行猶予3年)の有罪判決を受けました。「この施設は、発達障害者支援センターの委託を受けている県内唯一の障害者施設であり、福祉関係者からもたいへん評価の高い施設だったため、厚生労働省をはじめとする関係機関は大きな衝撃を受けました」と佐藤教授は振り返ります。

同法のポイントは下表のとおりです。

対象となる障害者	身体・知的・精神障害その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。障害者手帳を取得していない場合も含まれる。	
虐待行為の種類	身体的虐待	殴る、ベッドに縛り付ける、薬を過剰に与えるなど
	性的虐待	性的行為の強要、わいせつな画像を見せるなど
	心理的虐待	怒鳴る、悪口を言う、無視をするなど
	ネグレクト	身近の世話や介助をしない、同居人による虐待を放置するなど
	経済的虐待	必要な金銭を使わせない、財産を不当に処分し利益を得るなど
障害者虐待の定義と通報窓口	家族等の養護者による虐待 → 市町村障害者虐待防止センター 福祉施設従事者による虐待 → 市町村障害者虐待防止センター 職場の使用者による虐待 → 市町村障害者虐待防止センターまたは県障害者権利擁護センター	
虐待発見後の対応方法	家族等の養護者	虐待発見 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)
	福祉施設従事者	虐待発見 → 市町村 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表
	職場の使用者	虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

## 「虐待では」と感じたらすぐに通報を

厚生労働省によると、障害者虐待には三つの共通する構図があるといえます。一つ目は、行動障害などに対する専門的知識や技術がない場合に起こりやすいこと。二つ目は、密室の環境化で行われること。三つ目は、虐待行為は段々エスカレートしていくということです。

佐藤教授は、「防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報する義務を課しています。つまり、確信がなくても虐待ではないかと思った場合は迷わずに通報することが大事です」と話します。

## 市町村障害者虐待防止センターと県障害者権利擁護センター

障害者虐待防止法の要になるのは、市町村障害者虐待防止センター(以下、「市町村センター」と)県障害者権利擁護センター(以下、「県センター」)です。虐待の通報を受けた各センターは、左表の方法に沿って対応することになります。

ここで懸念されるのが市町村における対応方法に差が生じるのではないかということです。幸い千葉県は、障害者差別禁止条例の実効性を高めるために、すでに各県健康福祉センター単位に「広域専門指導員」を配置しています。県センターは、それらの専門家を活用しながら市町村センターをバックアップすることも重要な役割となります。


**市町村障害者虐待防止センター**

各市町村の障害福祉担当課へお問い合わせください

---

**千葉県障害者権利擁護センター**

TEL043-223-1020・1019 / FAX043-222-4133  
E-mail:sjourei@pref.chiba.lg.jp



千葉県庁内の  
千葉県障害者権利擁護センター  
(表紙とも)

※千葉県自立支援協議会:市町村における障害者の相談支援体制作りに関して専門的、広域的支援を行い、千葉県全域の障害者相談支援体制を構築するために主導的役割を担う協議の場。

## 残された課題

防止法が定義する障害者虐待は、「養護者による虐待」、「福祉施設従事者による虐待」「職場の使用者による虐待」の三つに限定されています。

佐藤教授は、「毎年のように障害者関係の事件が発生している病院や学校、保育園なども福祉施設と同等の虐待防止スキームに組み込むべきです」と指摘します。

## 「見張り合う社会」ではなく、「見守り合う社会」へ

厚生労働省の曾根直樹虐待防止専門官は、都道府県が実施している障害者虐待防止研修を見ていると、福祉施設従事者等の受講者が説教されているように身構えてしまって、前向きになっていないのが気になると言います。虐待対応において被害者救済を優先するのは当然ですが、本質的な対応は「加害者支援」であり、加害者の虐待を消失させない限り根本的な解決にはなりません。しかしながら、加害者支援方策の具体的なマニュアルは示されていないのが現状です。

佐藤教授は「市町村センターと県センターは、被害者を救済して終了ではなく、加害者支援の具体的方策についても事例検討を重ね、積極的に関わっていくことが重要です」と強調します。虐待防止から始まる新しい共生社会への挑戦が始まっています。

(文責:川上)



役員会で話し合うメンバー

## 安心・安全のまち「取り戻そう。助け合い、思いやり」

かみつき  
上瀑地区地域ぐるみ福祉協議会(大多喜町)

# 住民・団体を結び、日頃から話し合える関係を築き 助け合いの地域ぐるみ福祉を進める

助け合いの地域づくりは、日頃から活発な話し合いができる一人ひとりの関係、地域のつながりから始まる。このような思いから、上瀑地区では、地区内のさまざまな立場の人たちや団体の距離を縮め、地域福祉を共に考える仕組みづくり・ネットワーク構築を進めています。中心的な役割を果たしているのは上瀑地区地域ぐるみ福祉協議会。平成19年度から3年間かけて実施した地域福祉フォーラムをきっかけに、地区内の住民や団体の交流・連携が活発化して、地域の福祉意識の輪が広がっています。

### 向こう三軒両隣のつながりを取り戻そう

大多喜町内には5地区(小学校区)単位に地域ぐるみ福祉協議会が組織され、地域福祉活動を推進しています。

上瀑地区は町の北東部に位置する地区。人口は1699人、高齢化率は30.8%(平成24年9月末現在)。地区内には7行政区があります。上瀑地区では、地区の団体等から代表が集まり、上瀑地区地域ぐるみ福祉協議会(以下、上瀑地区社協)を組織し、①高齢者の集い、②友愛訪問、③配食、④世代間交流などの事業を推進してきました。

その一方で課題もありました。時代と共に地域のつながりが希薄化してきていると感じ、上瀑地区社協のリーダーたちは住民が互いに助け合えるつながりを再構築していきたいと考えていました。そこで、地区社協のリーダーたちが呼び掛け、平成19

年度に上瀑地区で地域福祉フォーラムを開始します。当時、上瀑地区社協は継続した地域福祉を実践するために、①役員の任期を1年から3年に延長する、②地区の団体間の結束を深める、などの体制強化に取り組んでいるところでした。リーダーたちを中心に地区が動き出した時期でもあり、地区の結束を再び強める好機でもあったのです。

### 住民・団体の連携を深めていくため、検討会議を開催

地域福祉フォーラム1年目には、新たな地域づくりを考えるための検討会議を開催します。①区長会、老人クラブ、民生委員の会合、②高齢者の集いや配食などの行事や事業、の際に検討会議への参加を呼び掛けました。こうして40人ほどの住民が地域福祉フォーラムの構成員となり、継続して検討会議を開催

していくことになったのです。同時に、地区社協の既存の事業への参加を広く呼び掛け、事業を通じての情報共有・意見交換も進めていきました。

2年目には、前年度の取り組みを継続しながら、地区のニーズを把握するため、地区の高齢者にアンケート調査を実施します。調査により、①生きがいづくり、②災害時の近隣間の相互援助・支援、③日常生活支援などのニーズが特に高いことが明らかになりました。

3年目には、地区の課題やニーズの共有化を図るとともに、地区全体で対応を考えていく取り組みを開始します。アンケートの調査結果は地区の住民に伝え、共有化を図りました。明らかになった新たな課題・災害時の近隣間の相互援助・支援については、検討会議で意見交換を重ねました。その後、高齢者の集いの際に「わが家の防災」をテーマに講演会を実施するなど、災害時の相互支援の意識の醸成に向けた取り組みも行っています。全世帯に配布する地区社協の広報誌でも防災の情報発信を行いました。

### 取り組みの成果と課題、今後の展望

上瀑地区では平成19年度から21年度の3年の間に25回の地域福祉フォーラムを開きました。その他にもリーダーたちは住民や団体への説明などを重ねて行っています。

地域福祉フォーラム終了後も引き続き地区社協への参加を呼び掛け、総会や事業の場で情報共有や意見交換を続けています。取り組みの手応えを上瀑地区社協会長の森實國忠さんは次のように語ります。「以前は地区社協の総会などで地区の団体が集まっても意見が出ませんでした。普段、各団体の中では活発に意見交換をしているのに、団体同士が集まった場では身構えてしまうのです。地域福祉フォーラムを開始し、団体を超えて地区の人たちが席を同じくして話し合いを重ねていくと、

意見交換の場が打ち解けていきました。互いに言いたいことを言う。アイデアを出した人が率先して行動する。こうしたことが日常に行えるようになったことが大きな成果だと感じています」。

地区社協や各団体の活動の参加者も増えているそうです。「この気運をつないでいくことが大切です」と副会長の菅野忠雄さんは考えています。

現在、上瀑地区では、災害時の相互支援について話し合いを続けています。行事や広報での周知、防災訓練の実施とともに、地区内各区での自主防災組織の立ち上げに向けて準備を進めています。上瀑地区での助け合いの地域づくりは現在も続いています。



高齢者の集いの際に「わが家の防災」をテーマに講演会を実施。現在も上瀑地区では、住民が意見交換し、防災訓練や自主防災組織の立ち上げを進めている

### ■地域福祉フォーラム 構成員

- 区長会 7人 ●老人クラブ 7人 ●ボランティア 13人 ●身障福祉会 1人
- 学校関係 2人 ●地区人材育成研究会 5人 ●民生委員 5人

※郷土の文化を地域に広げる人材を育成する地区人材育成研究会など、これまで福祉とは関わりがなかった団体ともつながることができた。

## 住民主体による地域づくり

「地区に何が必要なのか。各団体に問いかけて意見交換を行えば、新しいものが見つけ出され、さらに充実した福祉を推進できるのではないかと。このような期待から地域福祉フォーラムを開始しました」と菅野さんは言います。「難しそうだ」という雰囲気もなかったわけではありません。リーダーたちが団体を回って説明したのは、自然体で距離を縮めたかったからです。

「元々、地区では多くの団体がつながっていました。でも、つながりに少し隙間があった。それを「ギュー」とつないだだけだ」と森實さんは言います。上瀑地区の活気が伝わり、現在、大多喜町内の3地区が地域福祉フォーラムを展開しています。



上瀑地区社協会長の森實さん(左)、副会長の菅野さん(右)

# 県社協 NEWS

## 千葉県選手団が大活躍 —ねんりんピック宮城・仙台2012—



開会式

第25回全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)が10月13日から16日までを期間として宮城県で開催されました。ねんりんピックは、60歳以上の高齢者が卓球・テニスなどのスポーツ交流大会や囲碁・将棋などの文化交流大会等を通して、交流を深めることを目的に開催される健康と福祉の祭典です。宮城県は、東日本大震災で甚大な被害を受けましたが、日々復興している姿を全国の皆さんに見てもらおうとともに、さまざまな支援に対する感謝の気持ちを込めて各会場とも心のこもった運営がなされました。

千葉県選手団は、15種目に105人の選手が参加し、ソフトテニス、グラウンド・ゴルフ(女性の部)、水泳(混合メドレーリレー)、将棋、健康マージャンがそれぞれ準優勝するなどの素晴らしい成績を挙げることができました。

来年は高知県を会場に開催されます。

ソフトテニス		団体準優勝
グラウンド・ゴルフ	男性の部	第3位 丸山 治夫
	女性の部	準優勝 浜 澄子
太極拳		優秀賞(8位入賞)
サッカー		ブロック優勝
水 泳	混合メドレーリレー261歳以上の部	準優勝
	混合フリーリレー261歳以上の部	第3位
将 棋	個人戦(多賀城政庁ブロック)	準優勝 中村伊三郎
健康マージャン	個人戦(赤ブロック)	準優勝 永野 明



ソフトテニスチーム

<敬称略>

## 災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修会を開催



千葉県社会福祉協議会は、大規模災害時に被災地に設置する災害ボランティアセンターの運営の中心を担う人材育成を目的とした「中核スタッフ養成研修会」を開催し、県内市町村社協から33人の職員が参加しました。研修は、10月17・30・31日の3日間行われ、災害時の社協の役割や被災者ニーズの把握の方法、災害ボランティアセンターの開設から閉鎖までの間に遭遇するさまざまな課題への対応方法、災害復旧支援活動から生活復興支援活動へ移行する際のポイント等について、講義と演習を織り交ぜながら実践的な研修が行われました。

同協議会は、本研修を今年度と来年度の2年間実施し、県内の市町村社協の全てに修了者を配置することで、県内のどこで大規模災害が発生しても適切に対応できる人的体制を整備したいと考えています。

### 災害時における障害のある人への支援について考えるフォーラム

- 日時 12月16日(日) 10:30~16:00(受付10:00~)
- 場所 千葉県教育会館 1階大ホール
- 参加費 無料
- 参加方法 参加申込書をHPからダウンロードの上、必要事項を記入し、メールまたはFAX、郵送にてお申し込みください。
- 対象 地域福祉関係者、地域福祉に興味・関心のある県民(定員350名・先着順)
- 内容 ・基調講演「あと少しの支援があれば」  
・被災地からの報告(岩手県・宮城県)  
・シンポジウム「障害のある人が地域で安全・安心に暮らしていくために」
- 担当・問合せ先 千葉県健康福祉部 障害福祉課 企画調整班  
☎043-223-2935 ☎043-222-4133

### 平成24年度 福祉サービス苦情解決担当者(受付担当者・解決責任者)・第三者委員研修会

- 日時 (基礎編)11月29日(木) 10:15~15:40  
(応用編)11月30日(金) 10:45~16:00
- 場所 千葉市文化センター アートホール
- 参加費 2,000円(1日のみの受講でも2,000円)
- 参加方法 下記までお問い合わせください。
- 対象 福祉サービス事業者が設置する苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員その他福祉サービス苦情解決制度に関心のある方。
- 担当・問合せ先 千葉県運営適正化委員会事務局  
☎043-246-0294

### 第10回房総(夷隅地域)地域福祉実践研究セミナー

- 日時 12月8日(土) 13:00~16:00(受付12:00~)
- 場所 夷隅文化会館 ホール
- 参加費 無料
- 参加方法 下記までお問い合わせください。
- 対象 地域福祉関係者、地域福祉に興味・関心のある方(定員200名・先着順)
- 内容 ・地域福祉実践報告  
・記念講演
- 担当・問合せ先 地域福祉推進部 地域福祉推進班  
☎043-245-1102

### 司法書士による無料電話相談

- 日時 毎週月曜日・水曜日(祝日・年末年始を除く) 14:00~17:00
- 相談料 無料
- 相談方法 電話相談(相談電話:フリーダイヤル0120-971-438)
- 内容 市民に身近な「くらしの法律家」として、市民の皆様の法律問題や困りごと等の解消に寄与することを目的とした無料電話相談です。  
相談例)土地・建物の登記、会社の登記、日常生活のトラブル、相続・債務に関する相談、賃貸借トラブル、民事裁判手続等について
- 担当・問合せ先 千葉司法書士会  
☎043-246-2666

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

## ボランティア活動保険

全国170万人  
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>



#### 特長は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

#### ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

#### 福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

#### 送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間保険料 Aプラン...280円 Bプラン...420円 天災タイプもあります

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

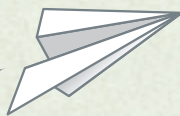
お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社



## 本人が望む暮らしを支援するために

松戸市社会福祉協議会 相談センター まつど広域後見支援センター  
主任(専門員) 中崎友之さん

### 多職種連携のチームで本人を支える

松戸市社会福祉協議会は平成11年<sup>※</sup>から日常生活自立支援事業を開始し、まつど広域後見支援センターを開所、現在は松戸市、鎌ヶ谷市の住民の相談支援を進めています。中崎友之さんは平成23年度から同センターの主任(専門員)を務めています。

サービス利用の相談経路は、家族や福祉専門職など、本人の日常生活に寄り添っている人からつながるケースが多いということです。まつど広域後見支援センターでは、本人が安心して地域で暮らしていけるよう、多職種のネットワークを組んでチームで本人をサポートしていくことを目指しています。

例えば、利用者のAさんは、精神障害があり、金銭管理などが難しく、金銭を持っていると使ってしまう。親の福祉施設への入所により病院に入院したAさんの退院支援・ひとり暮らしの支援を、医療・看護・福祉(中核地域生活支援センター・生活保護ケースワーカー)などと一緒にチームで行いました。

認知障害はないと思われる高齢者で、金銭管理が難しいという生活課題や困難を抱えている人の支援ニーズも少なくないそうです。ケアマネジャーやホームヘルパーとチームを組んで、本人の暮らしが継続できるように支援しているケースもあります。

本人の状況や相談内容によっては、弁護士や司法書士などともチームで動きます。このように、本人に必要なサービスや社会資源の関係者が集まり、利用者一人ひとりのチームを作り、本人を支えています。「つなぐ先を知らなければチームを作れません。日頃から情報を把握しておくこと。そして、一人の人を支えるチームでつながった関係が、その他の場面でも連携していくことはよくあります」と中崎さんは言います。顔と顔がつながることによって、より連携のスピードが速まるということです。



「CSW研修は実践に役立つ学びができました。グループワークでは多様な事例を聞くことができ、地域の資源をつくり出す講義やケース記録を読み込む演習も参考になりました。チームアプローチに関する学びも実際の相談支援に生かしています」と語る中崎さん

### 本人と地域の社会資源をつなぐ

本人が望む暮らしを本人と一緒に考えるとき、地域の社会資源につなげていくことも日常生活自立支援事業の専門員の役割であると中崎さんは言います。「例えば、地域移行や退院支援を行う際に、私たちの見守りだけでなく民生委員の見守りにつなぎます。地区社協が推進している会食会やサロン活動などの紹介をして、本人が望んでいるようであればつないでいきます。大勢の方が集まる場にいきなり参加するのは難しいという人と傾聴ボランティアをつないだケースもあります」。「生活が安定して不安がなくなった」「楽しみができた」という声に、「本当に良かった」と中崎さんは安堵しています。

### 社協の役割を果たす

中崎さんは「相談支援に生かそう」という動機から「千葉県コミュニティソーシャルワーカー(CSW)研修」を受講しています。「さまざまな立場の人とつながっていく、サービスがなければ創り出す、それがコミュニティソーシャルワーカーの役割だと考えています」。本人が望む生活を実現できるよう、支援を求めている人が必要な支援につながるよう、専門職や地域の人たちと連携し、一緒に必要な資源を作り出していきたいと中崎さんは考えています。

※日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービス。主な支援として、①福祉サービス利用援助、②財産管理サービス、③財産保全サービスなどがある。